

岐阜県知事 様

岐阜県公立高等学校等奨学給付金受給申請書

次の4点（家計急変により申請される場合は、5点）を確認の上、□にレ点を付けてください。

- ☐ この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- ☐ この申請書に虚偽の記載があった場合は、岐阜県の求めに従いその全額を即時返還します。
- ☐ 私は岐阜県以外の都道府県に奨学給付金の申請は行っておりません。
- ☐ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。））の支弁対象ではありません。
- ☐ 申請後に年収見込額に変更があった場合は、申し出ます。（家計急変により申請される場合のみ）

（記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

岐阜県公立高等学校等奨学給付金の受給を申請します。

申請者住所等	〒	ふりがな	
	TEL（ ） －	申請者氏名	
高校生等との関係	親権者 ・ 未成年後見人 ・ 未成年後見人である里親 ・ 主たる生計維持者 ・ 高校生等本人 ・ その他（ ）		

※専攻科の場合、「親権者」を「父母」と、「高校生等」を「生徒」と読み替えるものとする（以下同様）。

【1】記入が必要となる様式について
（次の①～④のいずれかの□にレ印を付けて、申請に必要な様式に記入してください。様式1－3はすべての申請で記入が必要な様式です。別紙は記入上の注意です。）

①	☐	申請者が岐阜県内に在住しており、高校生等が岐阜県内の公立高等学校へ通っています。
		⇒ 様式1－2【1】・【2】、様式1－3 を記入してください。 【高等学校等就学支援金等（※）の支給決定通知を添付】
②	☐	申請者が岐阜県内に在住しており、高校生等が岐阜県外の公立高等学校へ通っています。
		⇒ 様式1－2【1】・【3】・【4】、様式1－3 を記入してください。 【国籍・在留資格等が確認できる書類を添付】
③	☐	きょうだいで、通う公立高等学校の所在する都道府県が異なります。
		⇒ ①に該当する高校生等：様式1－2【1】・【2】、様式1－3 を記入してください。 ⇒ ②に該当する高校生等：様式1－2【1】・【3】・【4】、様式1－3 を記入してください。 【①と②の書類をそれぞれ添付】
④	☐	いずれを選択してよいか分かりません。
		⇒ 様式1－2【1】・【3】・【4】、様式1－3 を記入してください。 【国籍・在留資格等が確認できる書類を添付】

※高等学校等就学支援金等に含まれる事業
ア 高等学校等就学支援金 、イ 高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）、
ウ 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）、
エ 高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）

【1】対象となる高校生等について（対象となる高校生等ごとに申請書を作成してください。）

ふりがな			生年月日	昭和 平成	年	月	日		
氏名									
在学 する 学校	学校の名称								
		学校の種類・課程・学科：							
	学校の所在地	都道 府県		市区 町村					
	在学期間	年			月	日	～	学年	
過去 の 高等 学校 等 に お け る 在 学 期 間	学校名 立	年		月	日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数		
		～	年	月	日		なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐		
	学校名 立	年		月	日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数		
		～	年	月	日		なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐		

【2】高等学校等就学支援金等の支給決定通知の添付について

（高校生等の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次に該当する場合は、□にレ印を付けてください。）

高校生等本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認のため、以下のとおり申請します。

☐	岐阜県内の公立高等学校等に在学しており、高等学校等就学支援金等（※）の申請をしているので、確認書類等の添付を省略します。
--------------------------	--

※高等学校等就学支援金等に含まれる事業

- ア 高等学校等就学支援金、イ 高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）、
ウ 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）、
エ 高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）

【3】高校生等の国籍・在留資格・在留期間等について

（次のいずれかの該当する□にレ印を付けてください。）

（1）高校生等本人の国籍を以下のとおり申請します。

①	☐	日本国
②	☐	日本国以外

（上記（1）で②「日本国以外」を選択した場合は、次の③～⑨のいずれかの該当する□にレ印を付けてください。また、必要事項を記入してください。）

（2）高校生等本人の国籍及び在留資格・在留期間等を以下のとおり申請します。

③	☐	特別永住者			
④	☐	永住者			
⑤	☐	日本人の配偶者等	在留期間(満了日)	(西歴) 年 月 日	
⑥	☐	永住者の配偶者等			
⑦	☐	定住者	在留期間(満了日)	(西歴) 年 月 日	
			日本国に永住する 意思の有無	☐ はい（あり） ☐ いいえ（なし）	
⑧	☐	家族滞在	在留期間(満了日)	(西歴) 年 月 日	
			日本国の小学校 の卒業の有無等	☐ 卒業した ☐ 卒業していない	
		小学校名			
		所 在 地			都・道・府・県
		日本国の中学校 の卒業の有無等	☐ 卒業した ☐ 卒業していない		
			中学校名		
			所 在 地		都・道・府・県
		日本国で就労する 意思の有無	☐ はい（あり） ☐ いいえ（なし）		
⑨	☐	上記以外の在留資格 (留学等)	在留期間(満了日)	(西歴) 年 月 日	

【4】高校生等の国籍・在留資格・在留期間等の確認書類について

（高校生等本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次の①～④のいずれかの□にレ印をつけてください。）

高校生等本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認のため、以下のとおり申請します。

①	☐ 高等学校等就学支援金等（※）の支給決定通知書を添付します。 ※高等学校等就学支援金等に含まれる事業 ア 高等学校等就学支援金、イ 高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）、 ウ 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）、 エ 高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）		
②	☐ 「住民票の写し（市町村の発行したもの。原本。コピー不可。）」を添付します。 ※国籍が「日本国」以外の生徒：国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの。		
③	☐ 「特別永住者証明書の写し（コピー）」を添付します。		
④	☐ 「在留カードの写し（コピー）」を添付します。		
⑤	☐ 以下に該当するため、①～④のいずれの書類も添付しません。		
	以下のすべてに該当	かつ	以下のいずれかに該当
	・令和8年3月31日以前から引き続き在学している者 ・国籍が「日本国以外」 ・「生活保護受給世帯」又は「令和8年度の住民税が非課税である世帯」		・在留資格が「定住者」で、日本国に永住する意思がない場合 ・在留資格が「家族滞在」で、日本国で就労する意思がない場合 ・在留資格が「家族滞在」で、日本国の小学校及び中学校を卒業していない場合

（在留資格が「家族滞在」であって、下記のすべてに該当する場合は、⑤⑥の□にレ印を付けてください。）

・ 4（2）⑧で「日本国の小学校及び中学校を卒業した」にレ印を付けた ・ 4（2）⑧で「日本国で就労する意思がある」にレ印を付けた	
⑥	☐ 「日本国の小学校の卒業証書の写し（コピー）又は卒業証明書」を添付します。
⑦	☐ 「日本国の中学校の卒業証書の写し（コピー）又は卒業証明書」を添付します。

【1】保護者等の収入等の状況について（該当する□にレ印を付けてください。）

（１）生活保護法（昭和25年法律第144号）第 3 6 条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出します。

☐	生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書
--------------------------	--------------------------------

（２）次の者の課税証明書等及び扶養誓約書（記入上の注意【保護者等の収入等の状況について】ホに該当する場合）を提出します。

①	☐	親権者（両親） 2 名分
②	☐	親権者 1 名分 （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ・離婚、死別等により親権者が 1 名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の 1 人の課税証明書等を提出できない場合 等 ・（専攻科のみ）満 1 8 歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は⑤又は⑥のいずれかの□にレ印を付けてください。
③	☐	未成年後見人（ ）名分 ・親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 （未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐	高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（両親等） 2 名分 ・高校生等が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	☐	高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者） 1 名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑥	☐	高校生等本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

※ 専攻科の場合、「親権者」を「父母」と、「高校生等」を「生徒」と読み替えるものとする（以下、同様）。

（３）次の理由により、課税証明書等を提出しません。

☐	所得確認の対象が高校生等本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
--------------------------	---

※（２）及び（３）に該当する場合は、下記内容を確認の上、□にレ印を付けてください。

☐	私の世帯は、認定基準日において、生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 3 6 条の規定による生業扶助は受給していません。
--------------------------	---

【同意事項】

以下の内容に同意する場合は、□にレ点を付けてください。

☐	高等学校等就学支援金等（※）の申請・届出において、岐阜県内の公立高等学校に提出した証明書類、電子データ及び支給決定結果を、本申請にかかる支給要件の確認に利用することに同意します。
☐	提出した証明書類や支給決定結果を岐阜県公立高等学校等タブレット貸与にかかる処理に利用することに同意します。
☐	証明書類や電子データとして個人番号カードの写し等を提出した場合、岐阜県公立高等学校等奨学給付金支給要綱に基づく事務手続を処理するために限って、個人番号を使用し地方税関係情報及び生活保護関係情報を取得することに同意します。
☐	高等学校等奨学給付金の受領口座について、学校に届出済みの、授業料等・学校諸費支払に使用する金融機関等口座を使用することに同意します。

※高等学校等就学支援金等に含まれる事業
ア 高等学校等就学支援金 、イ 高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）、
ウ 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）、
エ 高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）

様式 1－3

【1】保護者等の収入等の状況について（該当する□にレ印を付けてください。）

（１）生活保護法（昭和25年法律第144号）第３６条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書（高校生等本人の個人番号カード、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書等）を提出します。

☐	生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書
--------------------------	--------------------------------

（２）次の者の個人番号カードの写し等（個人番号カード、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書等）及び扶養誓約書（記入上の注意【保護者等の収入等の状況について】ホに該当する場合）を提出します。

①	☐	親権者（両親）２名分
②	☐	親権者１名分 （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ・離婚、死別等により親権者が１名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の１人の個人番号カードの写し等を提出できない場合 等 ・（専攻科のみ）満１８歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は⑤又は⑥のいずれかの□にレ印を付けてください。
③	☐	未成年後見人（ ）名分 ・親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 （未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐	高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（両親等）２名分 ・高校生等が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	☐	高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）１名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑥	☐	高校生等本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

※（２）に該当する場合は、下記内容を確認の上、□にレ印を付けてください。

☐	私の世帯は、認定基準日において、生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第３６条の規定による生業扶助は受給していません。
--------------------------	---

※ 個人番号カードの写し等を提出する保護者等の氏名及び高校生等との続柄を記入してください。

(ふりがな) 氏 名	高校生等との 続 柄	(ふりがな) 氏 名	高校生等との 続 柄

※ 上記保護者等のその年の１月１日現在の市区町村までの住所を記入してください。

都 道 府 県	市 区 町 村	都 道 府 県	市 区 町 村
------------	------------	------------	------------

【同意事項】

以下の内容に同意する場合は、□にレ点を付けてください。

☐	高等学校等就学支援金等（※）の申請・届出において、岐阜県内の公立高等学校に提出した証明書類、電子データ及び支給決定結果を、本申請にかかる支給要件の確認に利用することに同意します。
☐	提出した証明書類や支給決定結果を岐阜県公立高等学校等タブレット貸与にかかる処理に利用することに同意します。
☐	証明書類や電子データとして個人番号カードの写し等を提出した場合、岐阜県公立高等学校等奨学給付金支給要綱に基づく事務手続を処理するために限って、個人番号を使用し地方税関係情報及び生活保護関係情報を取得することに同意します。
☐	高等学校等奨学給付金の受領口座について、学校に届出済みの、授業料等・学校諸費支払に使用する金融機関等口座を使用することに同意します。

※高等学校等就学支援金等に含まれる事業

- ア 高等学校等就学支援金 、イ 高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）、
ウ 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）、
エ 高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）

記入上の注意

様式 1 - 2 【1】対象となる高校生等についての欄は次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科及び別科を除く）、中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く）、高等専門学校（第1学年から第3学年に限る）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいい、令和7年度の高等学校等就学支援金であれば対象となる各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含みます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④高等学校（専攻科）」、「⑤中等教育学校（後期課程）」、「⑥中等教育学校（専攻科）」、「⑦高等専門学校（1～3学年）」、「⑧専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑨専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑩専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑫専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑬専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑭各種学校（外国人学校）」、「⑮各種学校（その他）」、「⑯特定教育施設」の別を記入してください。

様式 1 - 2 【3】高校生等の国籍・在留資格・在留期間等について の欄は、次によって記入してください。

- イ 高校生等の在留資格が「家族滞在」である場合において、「小学校」は、「日本の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」をいい、「中学校」は「日本の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」をいいます。
- ロ 高校生等の在留資格が「家族滞在」である場合において、「日本国で就労する意思の有無」は、「高等学校の卒業又は修了後、就労して引き続き日本国に在留する意思」を問うものですが、高等学校等の卒業又は修了後、直ちに就労をするものに限りません。

様式 1 - 3 【1】保護者等（専攻科の場合は生計維持者）の収入等の状況についての欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他高校生等の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ （1）に該当する場合は、認定基準日において生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出してください。
- ハ （2）②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
 （2）②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」は、（2）⑤及び⑥並びに（3）の「親権者が存在しない場合」に含まれます。
 （注） 共同親権であるため親権者は2名だが、親権者の一方に就学に要する経費の負担を求めることが困難と思われる場合は、教育財務課へ相談してください。
- ニ （2）①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等を添付してください。
- ホ （2）⑤又は⑥に該当するときは、高校生等本人又は主として高校生等の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。また、主として高校生等の生計をその収入により維持している者がいるかどうかについて確認できる書類（扶養誓約書）を添付してください。

（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

○専攻科の場合

イ 生計維持者とは、

①生徒に父母がいる場合

当該父母とします。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）。
ひとり親等の場合は父又は母のみ）

②生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の（1）～（4）に掲げる者である場合

当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。

（1）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者

（2）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所していた者

（3）満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者

（4）そのほか、社会的養護が必要と認められる者

ロ 【保護者等（専攻科の場合は生計維持者）の収入の状況について】（2）①に該当するときは、父母全員の課税証明書等を添付してください。

ハ 【保護者等（専攻科の場合は生計維持者）の収入の状況について】（2）②に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。

②の「家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、行方不明、ドメスティックバイオレンス、精神疾患・意識不明で意思疎通ができない等の事情が存在する場合は該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の課税証明書等を提出できない場合は、父母が存在しない場合に含まれるものとして、⑤又は⑥のうちいずれか該当するものを選択してください。

ニ 【保護者等（専攻科の場合は生計維持者）の収入の状況について】（2）⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持している者がいるかどうかを確認できる書類（扶養誓約書）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

ホ （専攻科の場合）生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が105,500円以上264,500円未満かつ扶養する子が3人以上に該当する場合は当該生計維持者に係る扶養親族申告書を課税証明書等とともに添付してください。

留意事項

イ 高等学校等就学支援金等（※）の申請・届出において、岐阜県内の公立高等学校に提出した証明書類、電子データ及び支給決定結果を、本申請にかかる支給要件の確認に利用することに同意しない場合は、新たに証明書類等を提出する必要があります。

※高等学校等就学支援金等に含まれる事業

ア 高等学校等就学支援金、イ 高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）、

ウ 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）、

エ 高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）

ロ 振込口座を別途指定する場合は、口座振込依頼書を提出してください。

ハ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。

ニ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。

ホ 国籍が「日本国以外」の生徒であって、申請時点で在留期間が経過していても、在留期間の延長申請を既に行っている場合（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第20条第6項の規定による「特例期間」に当たる場合）には、申請は可能ですが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。

ヘ 認定基準日現在、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている場合は、補助対象外となります。

記入上の注意

様式 1 - 2 【1】対象となる高校生等についての欄は次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科及び別科を除く）、中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く）、高等専門学校（第1学年から第3学年に限る）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいい、令和7年度の高等学校等就学支援金であれば対象となる各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含みます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④高等学校（専攻科）」、「⑤中等教育学校（後期課程）」、「⑥中等教育学校（専攻科）」、「⑦高等専門学校（1～3学年）」、「⑧専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑨専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑩専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑫専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑬専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑭各種学校（外国人学校）」、「⑮各種学校（その他）」、「⑯特定教育施設」の別を記入してください。

様式 1 - 2 【3】高校生等の国籍・在留資格・在留期間等について の欄は、次によって記入してください。

- イ 高校生等の在留資格が「家族滞在」である場合において、「小学校」は、「日本の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」をいい、「中学校」は「日本の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」をいいます。
- ロ 高校生等の在留資格が「家族滞在」である場合において、「日本国で就労する意思の有無」は、「高等学校の卒業又は修了後、就労して引き続き日本国に在留する意思」を問うものですが、高等学校等の卒業又は修了後、直ちに就労をするものに限りません。

様式 1 - 3 【1】保護者等（専攻科の場合は生計維持者）の収入等の状況についての欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他高校生等の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ （1）に該当する場合は、認定基準日において生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書（高校生等本人の個人番号カードの写し等）を提出してください。
- ハ （2）②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
（2）②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を提出できない場合」は、（2）⑤及び⑥並びに（3）の「親権者が存在しない場合」に含まれます。
（注） 共同親権であるため親権者は2名だが、親権者の一方に就学に要する経費の負担を求めることが困難と思われる場合は、教育財務課へ相談してください。
- ニ （2）①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の個人番号カードの写し等を添付してください。
- ホ （2）⑤又は⑥に該当するときは、高校生等本人又は主として高校生等の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の個人番号カードの写し等を添付してください。また、主として高校生等の生計をその収入により維持している者がいるかどうかについて確認できる書類（扶養誓約書）を添付してください。
（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

○専攻科の場合

イ 生計維持者とは、

①生徒に父母がいる場合

当該父母とします。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）。
ひとり親等の場合は父又は母のみ）

②生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の（1）～（4）に掲げる者である場合

当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。

（1）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者

（2）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所していた者

（3）満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者

（4）そのほか、社会的養護が必要と認められる者

ロ 【保護者等（専攻科の場合は生計維持者）の収入の状況について】（2）①に該当するときは、父母全員の個人番号カードの写し等を添付してください。

ハ 【保護者等（専攻科の場合は生計維持者）の収入の状況について】（2）②に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。

②の「家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の個人番号カードの写し等を提出できない場合」とは、例えば、行方不明、ドメスティックバイオレンス、精神疾患・意識不明で意思疎通ができない等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の個人番号カードの写し等を提出できない場合は、父母が存在しない場合に含まれるものとして、⑤又は⑥のうちいずれか該当するものを選択してください。

ニ 【保護者等（専攻科の場合は生計維持者）の収入の状況について】（2）⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の個人番号カードの写し等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持している者がいるかどうかを確認できる書類（扶養誓約書）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

ホ （専攻科の場合）生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が105,500円以上264,500円未満かつ扶養する子が3人以上に該当する場合は当該生計維持者に係る扶養親族申告書を個人番号カードの写し等とともに添付してください。

留意事項

イ 高等学校等就学支援金等（※）の申請・届出において、岐阜県内の公立高等学校に提出した証明書類、電子データ及び支給決定結果を、本申請にかかる支給要件の確認に利用することに同意しない場合は、新たに証明書類等を提出する必要があります。

※高等学校等就学支援金等に含まれる事業

ア 高等学校等就学支援金、イ 高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）、

ウ 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）、

エ 高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）

ロ 振込口座を別途指定する場合は、口座振込依頼書を提出してください。

ハ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。

ニ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。

ホ 国籍が「日本国以外」の生徒であって、申請時点で在留期間が経過していても、在留期間の延長申請を既に行っている場合（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第20条第6項の規定による「特例期間」に当たる場合）には、申請は可能ですが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。

ヘ 認定基準日現在、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている場合は、補助対象外となります。

個人番号カード（写）等貼付台紙

岐阜県公立高等学校等奨学給付金申請のため、保護者等の個人番号を 名分提出します。
個人番号カードの写し又は通知カードの写しを貼り付けた上、**太枠** の箇所（個人番号提出人数、個人番号、氏名、生年月日）を手書きで記載してください。保護者等による代筆も可能です。

学校	名称	
	種類・課程・学科等	
生徒等	ふりがな	
	氏名	
	学年・クラス・出席番号等	
保護者等	個人番号	
	氏名・生徒との続柄	
	生年月日（西暦）	
	令和8年1月1日時点の市区町村までの住所	
	都道 府県	市区 町村
保護者等	個人番号	
	氏名・生徒との続柄	
	生年月日（西暦）	
	令和8年1月1日時点の市区町村までの住所	
	都道 府県	市区 町村
備考		

注)

①個人番号カードの写しが提出できない場合は、個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書等と本人確認資料を本台紙と併せて提出願います。

②通知カードの記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）を変更すべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合、または、デジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）以前に通知カードの変更手続が完了している場合に限り、個人番号カードの写しの代わりに通知カードの写しを添付することができます。

※印の欄は、学校設置者において記入してください。 ※学校受付日 令和 年 月 日

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。